



長野県報

3月1日(木)
平成30年
(2018年)
第2953号

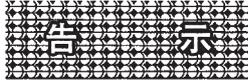
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(7件)(森林づくり推進課).....	2
公共測量の実施(建設政策課).....	4
公共測量の終了(建設政策課).....	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課).....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	5

公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水課).....	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(4件)(都市・まちづくり課).....	6
正誤(道路管理課).....	6



長野県告示第152号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称
売木村
- 2 事業の種類
スポーツ観光交流拠点建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長野県下伊那郡売木村地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
スポーツ観光交流拠点建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当することから、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
起業者である売木村(以下「本村」という。)は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行

するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

本村は、過疎化、少子高齢化の進行により、農林業における担い手不足並びに農地及び森林の遊休荒廃地化が懸念されることから、地域振興が喫緊の課題となっている。

一方、本村は、標高800メートルから1,200メートルという適度な準高地環境に位置し、心肺機能及び筋肉量をバランスよく強化するのに最適な環境であるとともに、宿泊施設の受入態勢、距離及び起伏に富んだバラエティー豊かなランニングコースなどスポーツ合宿において重要な要素を備えている。このため、本村では、これらの環境を生かし地域振興につなげるため、平成25年から「走る村うろぎプロジェクト」を推進している。この一環として、専属ランナーによる講演、ランニングコーチなどを通じて、市民クラブチーム、学生陸上競技部等に対し、スポーツ合宿の誘致を図った結果、平成25年度には373名であった受入者数は、平成28年度には1,695名に増加している。

しかし、本村には陸上競技場がないため、主な練習環境は公道及び河川敷を使用したランニングコースに限られており、歩道が極端に狭い箇所、道路を横断する箇所が多くあることから、自動車との接触の危険が高いなど安全性に課題を抱えている。加えて、本村が実施した学校指導者から行った聞き取りの結果、2時間程度で来村できる中京圏の学校等において、400メートルトラックがないことを理由に練習環境が不十分だとして、本村での合宿を断念している状況が明らかと

なった。

本件事業は、400メートルトラックを建設することで、上記の課題を解決するとともに、スポーツイベント、消防・防災訓練、村内のイベントなどの主要拠点として使用することで交流人口の増加をもたらし、それにより地元農産物の消費額増加に伴う新規就農等が期待されることから、本村の地域振興のために必要な事業である。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

また、本件起業地周辺は主に林地に囲まれており、周辺環境に与える影響は少ないものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、利用者の利便性等、社会的、技術的及び経済的観点から選定された2つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、本村の過疎化、少子高齢化の進行に伴い、地域振興が喫緊の課題となっていること、また、スポーツ合宿での練習環境が公道及び河川敷を使用したランニングコースに限られ、安全性の確保が課題となっていることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
売木村役場観光課

地域振興課

長野県告示第153号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字大河原4530の1・4531・4535の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第154号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第155号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北佐久郡立科町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
立科町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び立科町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第156号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第157号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿智村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第158号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上松町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第159号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡王滝村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
王滝村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第160号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡池田町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
池田町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第161号

中野市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
復旧測量(基準点)
- 2 作業期間
平成30年2月5日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域
中野市

建設政策課

長野県告示第162号

中野市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
平成29年12月20日から平成30年1月18日まで
- 3 作業地域
中野市

建設政策課

長野県告示第163号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成30年2月23日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
セブンイレブン松本下小俣店	松本市大字笹賀2007番地4	松本市大字笹賀2007番地4 セブンイレブン松本下小俣店
セブンイレブン松本平田東店	松本市平田東1丁目10-10	松本市平田東1丁目10-10 セブンイレブン松本平田東店

セブンイレブン松本駅前店	松本市中央1-2-25	松本市中央1-2-25 セブンイレブン松本駅前店	セブンイレブン塩尻下吉田店	塩尻市大字広丘吉田336-5	塩尻市大字広丘吉田336-5 セブンイレブン塩尻下吉田店
セブンイレブン松本白姫店	松本市大字寿白瀬2167	松本市大字寿白瀬2167 セブンイレブン松本白姫店	セブンイレブン信州山形店	東筑摩郡山形村字東原1721-1	東筑摩郡山形村字東原1721-1 セブンイレブン信州山形店
セブンイレブン松本町神店	松本市神林2080-6	松本市神林2080-6 セブンイレブン松本町神店	セブンイレブン岡谷川岸店	岡谷市川岸上1-4-18	岡谷市川岸上1-4-18 セブンイレブン岡谷川岸店
セブンイレブン松本中条橋店	松本市井川城1丁目5-32	松本市井川城1丁目5-32 セブンイレブン松本中条橋店	セブンイレブン岡谷西堀店	岡谷市堀ノ内2-8-12	岡谷市堀ノ内2-8-12 セブンイレブン岡谷西堀店
セブンイレブン松本井川城店	松本市井川城2丁目11-15	松本市井川城2丁目11-15 セブンイレブン松本井川城店	セブンイレブン岡谷長地店	岡谷市長地源2丁目3168-1	岡谷市長地源2丁目3168-1 セブンイレブン岡谷長地店
セブンイレブン松本木工町店	松本市野溝木工2丁目7-51	松本市野溝木工2丁目7-51 セブンイレブン松本木工町店	セブンイレブン諏訪2丁目店	諏訪市諏訪2丁目6-5	諏訪市諏訪2丁目6-5 セブンイレブン諏訪2丁目店
セブンイレブン寿店	松本市寿中1-37-1	松本市寿中1-37-1 セブンイレブン寿店	セブンイレブン茅野市ちの店	茅野市ちの字やすらぎ276	茅野市ちの字やすらぎ276 セブンイレブン茅野市ちの店
セブンイレブン松本南和田店	松本市和田中西原4468-2	松本市和田中西原4468-2 セブンイレブン松本南和田店	セブンイレブン茅野本町西店	茅野市本町西4642-1	茅野市本町西4642-1 セブンイレブン茅野本町西店
セブンイレブン塩尻高出店	塩尻市大字広丘高出2199-4	塩尻市大字広丘高出2199-4 セブンイレブン塩尻高出店	セブンイレブンちの運動公園店	茅野市仲町4054-1	茅野市仲町4054-1 セブンイレブンちの運動公園店
セブンイレブン塩尻大門店	塩尻市大門1番町13-2	塩尻市大門1番町13-2 セブンイレブン塩尻大門店	セブンイレブン下諏訪西大路店	諏訪郡下諏訪町4355-2	諏訪郡下諏訪町4355-2 セブンイレブン下諏訪西大路店
セブンイレブン塩尻広丘吉田店	塩尻市広丘吉田1575-1	塩尻市広丘吉田1575-1 セブンイレブン塩尻広丘吉田店	セブンイレブン下諏訪大社通り店	諏訪郡下諏訪町大社通り3244-2	諏訪郡下諏訪町大社通り3244-2 セブンイレブン下諏訪大社通り店
セブンイレブン塩尻駅前店	塩尻市広丘原新田215-20	塩尻市広丘原新田215-20 セブンイレブン塩尻駅前店			
セブンイレブン塩尻牧野店	塩尻市宗賀本山5271-3	塩尻市宗賀本山5271-3 セブンイレブン塩尻牧野店			
セブンイレブン塩尻木曾平沢店	塩尻市木曾平沢2289-5	塩尻市木曾平沢2289-5 セブンイレブン塩尻木曾平沢店			
セブンイレブン塩尻北小野店	塩尻市大字北小野1954-1	塩尻市大字北小野1954-1 セブンイレブン塩尻北小野店			
セブンイレブン塩尻並木町店	塩尻市大門並木町11-4	塩尻市大門並木町11-4 セブンイレブン塩尻並木町店			

会計課

長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年3月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

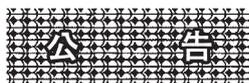
平成30年3月1日

長野県佐久建設事務所長 坂下伸弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小田切白田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市湯原字中島3番地先から 佐久市白田字城下2432番の1地先まで	旧	6.4~15.0 m	1.4516 km
佐久市湯原字中島3番地先から 佐久市白田字城下2432番の1地先まで	新	6.4~22.1	1.4516
佐久市湯原字中島3番地先から 佐久市白田字城下2432番の1地先まで	新	9.8~45.0	1.7954

道路管理課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
佐久都市計画下水道 佐久市公共下水道
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県環境部生活排水課及び佐久市役所建設部都市計画課

生活排水課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類
佐久都市計画土地区画整理事業 佐久平駅南土地区画整理事業
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類
佐久都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
佐久都市計画地区計画 佐久平駅南地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類
佐久都市計画準防火地域
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

正 誤

平成30年2月8日付け長野県松本建設事務所告示第1号「道路の区域変更及び関係図面の縦覧」中

ページ	行(箇所)	誤	正
3	左側表中	4469番地先から	4466番の9地先から
3	左側表中	4469番地先まで	4466番の9地先まで

道路管理課